

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の2第2項の規定に基づき、消防法の適用を除外された場合における危険物の貯蔵及び取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成4年4月24日

防衛庁長官 宮 下 創 平

消防法の適用を除外された場合における危険物の貯蔵及び取扱いに関する訓令

平成12年 6月 9日庁訓第76号
平成13年11月 2日庁訓第76号
平成15年10月 8日庁訓第67号
平成16年 9月17日庁訓第74号
平成16年12月24日庁訓第82号
平成17年2月10日庁訓第2号
平成17年 9月 1日庁訓第67号
平成17年12月26日庁訓第81号
平成18年 3月27日庁訓第32号
平成19年 1月 5日庁訓第 1号
平成21年 7月17日省訓第44号
平成25年12月26日省訓第58号
平成28年6月30日省訓第49号

消防法の適用を除外された場合における危険物の貯蔵及び取扱いに関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第30号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、自衛隊法（以下「隊法」という。）第115条の2第2項の規定により消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第10条第1項の規定が適用されない場合における危険物の貯蔵及び取扱いに関する基準並びに災害防止に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（演習場）

第2条 隊法第115条の2第1項の演習場の名称及び位置は、別表に掲げるとおりとする。

（用語の意義）

第3条 この訓令において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に示すとおりとする。

- （1） 「危険物」とは、法別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。
- （2） 「指定数量」とは、法第9条の4に規定する数量をいう。
- （3） 「類別」とは、法別表第1に掲げる危険物の類別をいう。
- （4） 「出動等」とは、隊法第76条第1項に規定する防衛出動、第77条に規定す

る防衛出動待機、第77条の2に規定する防衛施設構築の措置、第77条の3に規定する防衛出動下令前の行動関連措置、第77条の4に規定する国民保護等派遣、第78条第1項又は第81条第2項に規定する治安出動、第79条第1項に規定する治安出動待機、第81条の2第1項に規定する警護出動及び第82条の3に規定する弾道ミサイル等に対する破壊措置をいう。

- (5) 「行動」とは、出動等並びに隊法第82条に規定する海上における警備行動、第82条の2に規定する海賊対処行動、第83条に規定する災害派遣、第83条の2に規定する地震防災派遣、第83条の3に規定する原子力災害派遣及び第84条に規定する領空侵犯に対する措置をいう。
- (6) 「特定貯蔵所」とは、演習場において、又は行動に際して、自衛隊の設置する危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「令」という。）第2条第1号から第7号までの屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所及び屋外貯蔵所をいう。
- (7) 「特定取扱所」とは、演習場において、又は行動に際して、自衛隊の設置する令第3条第1号の給油取扱所及び同条第4号の一般取扱所をいう。
- (8) 「野外集積所」とは、演習場において、又は行動に際して、自衛隊の設置する特定貯蔵所及び特定取扱所以外の屋外で、法別表第1第4類の指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いを行う工作物、場所及びそれらに所属する設備の一体をいう。

（危険物の貯蔵及び取扱いの制限）

第4条 指定数量以上の危険物は、特定貯蔵所若しくは野外集積所以外の場所で貯蔵し、又は特定貯蔵所、特定取扱所若しくは野外集積所（以下「特定貯蔵所等」という。）以外の場所で取り扱ってはならない。

（特定貯蔵所等の設置、廃止又は変更）

第5条 演習場において特定貯蔵所等を設置し、又は廃止しようとする部隊等（隊法第8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）の長は、あらかじめ当該演習場の使用統制の責任者にその旨を通報し、指示を受けなければならない。特定貯蔵所等の位置、構造又は設備を変更しようとする場合も同様とする。

2 行動に際して、駐屯地、基地その他の自衛隊の施設（演習場を除く。以下「駐屯地等」という。）に特定貯蔵所等を設置し、又は廃止しようとする部隊等の長は、あらかじめ当該施設の管理責任者（以下「駐屯地司令等」という。）にその旨を通報し、指示を受けなければならない。特定貯蔵所等の位置、構造又は設備を変更しようとする場合も同様とする。

3 前項に掲げる場合において駐屯地司令等は、やむを得ない場合を除き、所轄消防長（消防長をおかない市町村においては、市町村長）又は消防署長（次項において「消防長等」という。）に災害防止のために必要な事項を連絡するものとする。

4 行動に際して、演習場及び駐屯地等以外の場所において特定貯蔵所等を設置し、又は廃止しようとする部隊等の長は、やむを得ない場合を除き、消防長等に災害防止のために必要な事項を連絡するものとする。特定貯蔵所等の位置、構造又は設備を変更しようとする場合も同様とする。

5 部隊等の長は、特定貯蔵所等を設置し、又は特定貯蔵所等の位置、構造若しくは設備を変更しようとするときは、当該特定貯蔵所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の類別、品名、最大数量その他の要目（次項において「危険物

の類別等」という。)を定めなければならない。

6 第1項から第4項までの規定は、特定貯蔵所等の位置、構造又は設備を変更しないで、当該特定貯蔵所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の類別等を変更しようとする場合に準用する。

(特定貯蔵所及び特定取扱所の位置、構造及び設備)

第6条 特定貯蔵所及び特定取扱所の位置、構造及び設備の基準は、令第10条から第17条まで、第19条及び第23条の規定の例による。ただし、出動等に際して防護上の必要があるときは、特定貯蔵所又は特定取扱所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けないものとする。

(野外集積所の位置、構造及び設備)

第7条 野外集積所の位置、構造及び設備は、次の各号によるほか、状況に応じ災害の防止に必要な措置を講じなければならない。

(1) 野外集積所においては、令第9条第1項第1号の規定に準じた距離を保つこと。ただし、出動等の際においては、この限りではない。

(2) 野外集積所の周囲には、令第16条第1項第4号の表に掲げる区分に準じ、それぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。

(3) 野外集積所には、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第17条第1項及び第18条第1項の規定に準じ、見やすい箇所に野外集積所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。ただし、出動等に際して防護上の必要があるときは設けないものとする。

(4) 貯蔵する容器は、規則第39条の3第1項に規定する容器又は陸上幕僚長、海上幕僚長若しくは航空幕僚長（以下「各幕僚長」という。）が防衛大臣の承認を得て定めた材質、構造、最大容積等（材質及び構造については規則第41条及び第42条の規定に準ずるものに限る。）を有する野外移動タンクであること。

(5) 野外集積所の周囲には、危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように、適当な溝及びためますを設ける等、必要な措置を講ずること。

(消火設備、警報設備及び避難設備の基準)

第8条 特定貯蔵所及び特定取扱所の消火設備、警報設備及び避難設備の設置の基準は、令第20条から第22条までの規定の例による。

2 野外集積所の消火設備の設置の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定数量の100倍以上の危険物（引火点が130度以上の第4類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）を貯蔵し、又は取り扱う野外集積所にあつては、規則第34条第2項第1号の規定に準ずる消火設備を設けること。

(2) 前号に掲げる危険物以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う野外集積所にあつては、規則第35条第1項第3号の規定に準ずる消火設備を設けること。

(危険物の貯蔵及び取扱いの基準)

第9条 特定貯蔵所又は特定取扱所における危険物の貯蔵及び取扱いの基準は、令第24条から第27条までの規定の例による。ただし、自動車等への給油については、各幕僚長が防衛大臣の承認を得て、災害防止のために必要な給油設備及び危険物の取扱いの基準を定めた場合においては、当該基準により行うことができる。

2 野外集積所における危険物の貯蔵及び取扱いの基準は、令第24条及び第25条第1項第4号並びに前項ただし書の規定に準ずる。

(巡視)

第10条 特定貯蔵所等にあつては、当該特定貯蔵所等を設置した部隊等の長の指示に従い、巡視を実施してその安全を確認しなければならない。

(危険物取扱責任者)

第11条 特定貯蔵所等を設置する部隊等の長は、それぞれにつき危険物取扱責任者を定めなければならない。

2 前項の危険物取扱責任者は、法第13条の2第1項に規定する危険物取扱者免状の交付を受けている者又は各幕僚長が防衛大臣の承認を得て定める資格を有する者でなければならない。

3 特定貯蔵所等における危険物の取扱いは、危険物取扱責任者の立会いのもとに行わなければならない。

(事故時の措置)

第12条 特定貯蔵所等において、危険物の流出その他の事故が発生したときは、関係者は、直ちに、法第16条の3第1項に準ずる措置を講じなければならない。

2 前項の事態が発生した場合、関係者は、直ちに、特定貯蔵所等を設置した部隊等の長に連絡し、駐屯地等においては駐屯地司令等に連絡するとともに、やむを得ない場合を除き、速やかに、その旨を消防署、市町村長の指定した場所、警察署又は海上警備救難機関に通報しなければならない。

(行動時に使用する貯蔵所又は取扱所における貯蔵及び取扱いの基準等)

第13条 行動に際して、法第11条に基づき既に設置されている貯蔵所又は取扱所においては、第4条の規定にかかわらず、危険物の貯蔵及び取扱いを行うことができる。

2 前項の場合における危険物の貯蔵及び取扱いの基準等については、特定貯蔵所又は特定取扱所の例によることとする。

(委任規定)

第14条 この訓令に定めるもののほか必要な事項については、各幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、平成4年7月27日から施行する。

附 則 (平成12年6月9日庁訓第76号)

この訓令は、平成12年6月16日から施行する。

附 則 (平成13年11月2日庁訓第76号)

この訓令は、平成13年11月2日から施行する。

附 則 (平成15年10月8日庁訓第67号)

この訓令は、平成15年10月8日から施行する。

附 則 (平成16年9月17日庁訓第74号)

この訓令は、平成16年9月17日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 第3条第2号の改正規定 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律(平成16年法律第65号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(2) 別表の改正規定中東温市に係る部分 平成16年9月21日

(3) 別表の改正規定中薩摩川内市に係る部分 平成16年10月12日

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規

定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中「茨城県西茨城郡七会村」を「茨城県東茨城郡城里町」に改める
改正規定 平成17年2月1日

(2) 第1条中 「岡山県勝田郡奈義町」を「津山市
岡山県勝田郡勝北町」を「岡山県勝田郡奈義町」
に改める改正規定 平成17年2月28日

(3) 第1条中「山口県阿武郡むつみ村」を「萩市」に改める改正規定 平成17年3月6日

(4) 第1条中 「大分県大分郡湯布院町」を「宇佐市
大分県玖珠郡九重町」を「大分県大分郡湯布院
大分県玖珠郡玖珠町」を「大分県玖珠郡九重町
大分県宇佐郡安心院町」を「大分県玖珠郡玖珠町」

町」に改める改正規定 平成17年3月31日

」

(5) 第2条の規定 平成17年4月1日

附 則

この訓令は、平成17年2月11日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 「鹿児島県始良郡吉松町」を「鹿児島県始良郡湧水町」に改める改正規定
平成17年3月22日

(2) 「鹿児島県肝属郡佐多町」を「鹿児島県肝属郡南大隅町」に改める改正規定
平成17年3月31日

(3) 「津市
久居市」を「津市」に改める改正規定 平成18年1月1日

附 則

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表十文字原演習場の項及び同表日出生台演習場の項の改正規定 平成17年10月1日

(2) 別表福山演習場の項の改正規定 平成17年11月7日
附 則

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表弘前演習場及び同表黒石原演習場の項の改正規定 平成18年2月27日

(2) 別表相馬原演習場の項の改正規定 平成18年1月23日

(3) 別表日吉原演習場の項の改正規定 平成18年2月1日

(4) 別表青野ヶ原演習場の項の改正規定 平成18年3月20日

(5) 別表国分台演習場の項の改正規定 平成18年1月10日

(6) 別表西山訓練場の項の改正規定 平成18年2月11日

附 則 (平成21年7月17日防衛省訓令第47号) 抄

1 この訓令は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成21年法律55号)の施行の日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 26 日防衛省訓令第 58 号）
この訓令は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

演習場一覧表

名 称	位 置
鬼志別演習場	北海道宗谷郡猿払村
遠軽演習場	北海道紋別郡遠軽町
名寄演習場	名寄市
矢白別演習場	北海道厚岸郡厚岸町 北海道厚岸郡浜中町 北海道野付郡別海町
釧路演習場	北海道釧路郡釧路町
美幌訓練場	北海道網走郡美幌町
然別演習場	北海道河東郡鹿追町
上富良野演習場	富良野市 北海道空知郡上富良野町 北海道空知郡中富良野町
近文台演習場	旭川市
滝川演習場	滝川市
美唄訓練場	美唄市
孫別演習場	岩見沢市
留萌演習場	留萌市 北海道留萌郡小平町
マサリベツ演習場	留萌市
江別渡河演習場	江別市
北海道紅葉山演習場	石狩市
銭函演習場	小樽市
池田渡河演習場	北海道中川郡池田町
浜大樹訓練場	北海道広尾郡大樹町
帯広訓練場	帯広市 北海道河東郡上士幌町
北海道大演習場 (東千歳地区) (島松地区) (千歳地区) (恵庭地区) (有明地区) (西岡地区)	千歳市 恵庭市 北広島市 千歳市 恵庭市 札幌市 札幌市
柏台演習場	千歳市
来馬演習場	登別市
高嶺演習場	北海道虻田郡倶知安町

駒ヶ岳演習場	北海道茅部郡鹿部町
ニセコ演習場	北海道磯谷郡蘭越町
六ヶ所対空射撃場	青森県上北郡六ヶ所村
小谷演習場	青森市
弘前演習場	弘前市 青森県中津軽郡西目屋村
岩手山中演習場	八幡平市 滝沢市
王城寺原演習場	宮城県黒川郡大和町 宮城県黒川郡大衡村 宮城県加美郡色麻町
新屋演習場	秋田市
大高根演習場	村山市
水原演習場	福島市
多田野演習場	郡山市
白河布引山演習場	福島県岩瀬郡天栄村 福島県西白河郡西郷村
勝田小演習場	ひたちなか市
水戸渡河演習場	水戸市
七会訓練場	茨城県東茨城郡城里町
三国橋演習場	古河市 加須市
板倉演習場	群馬県邑楽郡板倉町
相馬原演習場	高崎市 群馬県北群馬郡榛東村
習志野演習場	船橋市 八千代市
大日原演習場	阿賀野市
関山演習場	妙高市 上越市
三小牛山演習場	金沢市
北富士演習場	富士吉田市 山梨県南都留郡山中湖村
東富士演習場	御殿場市 裾野市 静岡県駿東郡小山町
日吉原演習場	豊川市
千両演習場	豊川市
久居演習場	津市
饗庭野演習場	高島市
長田野演習場	福知山市
長池演習場	城陽市
信太山演習場	和泉市
長尾山演習場	宝塚市
青野ヶ原演習場	小野市

	加西市 加東市
日光演習場	鳥取県西伯郡伯耆町 鳥取県日野郡江府町
日本原演習場	津山市 岡山県勝田郡奈義町
原村演習場	東広島市
むつみ演習場	萩市
国分台演習場	高松市 坂出市
小野演習場	松山市 東温市
高知演習場	香南市
西山訓練場	古賀市 宮若市
高良台演習場	久留米市
大野原演習場	嬉野市 長崎県東彼杵郡東彼杵町
上見坂演習場	対馬市
大多武演習場	大村市
大矢野原演習場	熊本県上益城郡山都町
黒石原演習場	合志市 熊本県菊池郡菊陽町
十文字原演習場	別府市 杵築市 大分県速見郡日出町
日出生台演習場	宇佐市 由布市 大分県玖珠郡九重町 大分県玖珠郡玖珠町
霧島演習場	えびの市 鹿児島県始良郡湧水町
佐多射撃場	鹿児島県肝属郡南大隅町
福山演習場	霧島市
川内演習場	薩摩川内市